

近代日本における幼稚園制度と保姆養成制度の成立過程

大岡 紀理子

はじめに

本論文は、近代日本における幼稚園に関する法制度と幼稚園保姆養成制度の成立過程について考察するものである。

日本における近代教育制度は、1872（明治5）年公布の「学制」によって発足した。その中では、幼稚小学が幼児の教育機関として規定されているが、この規定に基づいて開設された幼稚小学はなかった。日本で最初に設けられた幼稚園は、東京女子師範学校附属幼稚園であり、これは1876（明治9）年11月に開設された。幼稚園の付設は、同校に附属小学校が設置されるのに先立って行われている。文部省は、この附属幼稚園を模範として日本各地に幼稚園が設置されることを期待して、同園を設けたのであった。また、戦前の幼稚園教員の養成制度についてみると、幼稚園や保育所で保育する者を「保姆」としていたが、その養成制度・機関は確立されておらず、簡易な養成学校が存在しているにすぎなかった。また、保姆資格は小学校教員の資格がそのまま保姆の資格となっていたのであり、保姆の養成は小学校その他の学校の教員養成に比べて著しく軽視されていたとすることができる。その後も保姆養成の制度は長く確立されず、間に合わせ的な養成が行われてきたといっても過言ではない。保姆養成機関への取り組みが不十分であった理由としては、小学校の児童を指導できるならば幼稚園の子どもも教えることができるという安易な考え方や、幼稚園は特定の階層の子どもが通う特別なものとみなされていたために、わざわざ養成機関を設ける必要もない、という考え方が当時の行政関係者において強かったためと考えられる。このような政策の結果、幼稚園保姆養成機関が増加することはなく、その多くが私立の養成機関に任されてきたのが実情であった。さらに、保姆としての資格の要件として実務経験が重視されており、その養成段階において幼稚園での実務実習が重要視されていた。それは、理論を伴わない技術に偏った習得となる傾向が強くなり、理論よりも実技中心の保姆養成に偏るという結果を生んだ。

戦前の幼稚園及び保姆養成の制度成立に関する先行研究としては、戦前の幼稚園の制度成立・幼稚園設立の性格形成等を分析した湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』（風間書房、2001年）、また、岩崎次男編『近代幼児教育史』（明治図書出版、1979年）、さらに、岩崎次男編『幼児保育制度の発展と保育者養成』（玉川大学出版部、1995年）が挙げられる。『幼児保育制度の発展と保育者養成』は、『近代幼児教育史』出版後の研究成果を踏まえて、幼稚園教員養成の歴史の解明に重点をおいたもの

である。これらの先行研究では、幼稚園の制度成立や幼稚園の設立、また、幼稚園教員養成の歴史を分析しているが、それぞれを包括的に研究しているものではない。筆者は、戦後の幼稚園教員養成の実態について研究しているが、幼稚園・幼稚園教員養成制度は、戦前からの影響を強く受けていると考える。そのため、戦前の幼稚園・幼稚園教員養成制度の成立過程を明らかにすることが戦後の幼稚園教員養成の実態を明らかにする上でも重要であると考え。つまり、本論文は戦後の幼稚園教員養成の展開・特質・性格・制度確立等を明らかにする上での前段階に位置付くものである。

そこで、本論文では、戦前を大きく3期に分け、幼稚園・保母養成の制度成立の実態と保育者養成の実態を歴史的に検討していく。まず第1期は、「学制」で幼児教育についての規定が定められ、幼稚園創設から保母練習科設置過程の時期である、明治初期から明治10年代まで、第2期は、幼稚園に関する日本最初の法令「幼稚園保育及設備規程」を文部省が定め、これによって幼稚園教育が定型化される1887（明治20）年から1925（大正14）年まで、第3期は、幼稚園に関する単独法令「幼稚園令」が制定された1926（大正15）年から戦争により幼稚園数が減少していく1945（昭和20）年までとする。

1. 第1期 明治初期の保母養成

近代日本における最初の幼児教育にかかわる規定は、1872（明治5）年に公布された「学制」の第21章と第22章であった。第21章では「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス 之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ分ツヘシ然モ之ヲ小学ト称ス 即チ尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学ナリ」⁽¹⁾として小学校の性格と区分を示し、続く第22章では「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」⁽²⁾と規定し、幼稚小学を学齢前の教育機関として位置付け、小学校の一部ととらえていた。しかし、この規程に基づいて開設された幼稚小学は1校もなかったのが実情である。教員養成については、「学制」第40章に「小学校教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サス」と規定されているが、これは数年後に実施するものとされ、当面は第46章の「小学校教員ハ男女ノ差別ナシ其才ニヨリ之ヲ用フヘシ」とされていた。

「学制」により日本における近代学校教育制度は始まることとなったが、文部省はその実施にあたり、着手すべき事柄の第1項目として「厚ク力ヲ小学校ニ用可事」と掲げており、まず全国民を小学校に就学させることを重視していたことがわかる。当時、世界的にみても幼児教育は普及しておらず、日本でも小学校の設置にまず力を注いでいたため、幼稚園にまで手が回らず、幼児教育については規定のみに留まっていた。そして教員養成の面でも、まず小学校教員を養成することが重要視されたのであった。このように「学制」が出された当初、小学校の一部として考えられていた幼稚園は規定上のものだけに終わったのである。

しかし、1876（明治9）年11月、東京女子師範学校に附属幼稚園が設置され、日本においてはじめての幼稚園が開設された。その創設に関しては、文部大輔田中不二麿と東京女子師範学校摂理中村

正直の尽力によるものとされている⁽³⁾。田中は、1875（明治8）年7月7日、「幼稚園開設之儀伺」を太政大臣三條寛美に宛て提出し、幼稚園を開設する伺いを立てている。この伺には、近年、児童の教育について少しずつ道が開け、授業の方法もしだいに明らかにされてきているのに対して、就学前の幼児の教育については適切な方法が未だに示されておらず、教育の欠点であるとし、東京女子師範学校内に幼稚園の開設を早急に願うとしている。しかし、この伺に対して同年8月2日に「伺之趣難聞屈候事」が下り、幼稚園開設に当たり許可は下りなかったが、同年8月25日に「幼稚園開設之儀再應伺」を再度提出した。この建議には、幼稚園を設けて幼児のときからよい指導をすることは、全ての教育の基礎となる重要事項であることが記されている⁽⁴⁾。また、費用や建物も東京女子師範学校のものを使い、新しく幼稚園を始めるにあたり建築やその他の特別な支出が必要ないことを強調し、設立の許可を願い出るものであった⁽⁵⁾。以上のことから幼稚園創設に対する田中の熱意が窺える。その後、同年9月13日に三條太政大臣から「伺之趣難聞屈候事」とする設置の許可が下り、文部省はこれを受け入れ、同年11月14日に文部省布達第五号「東京女子師範学校内ニ於テ幼稚園開設候條此旨布達候事」⁽⁶⁾により東京女子師範学校内に附属幼稚園が開設されることとなったのである。

当時の規則の中では、入園対象年齢を男女の別なく満3歳以上満6歳以下を基本とし、クラス編成も年齢ごとに定められた。また、1日の保育時間を4時間とし、保育科目についても物品科・美科・知識科の3科に分けられていた⁽⁷⁾。当時の保姆としては、東京女子師範学校の訓導豊田英雄とドイツ人の松野クララ等が保育に従事していた⁽⁸⁾。このような日本初の幼稚園の創設は、大阪をはじめ地方都市における幼稚園開設の気運を高め、幼稚園開設に必要な保姆の養成は保育界の急務となった。その最初の事例が、大阪府から府費をもって派遣された氏原銀、木村末の2人が、大阪で幼稚園を開設する準備のため、1878（明治11）年2月26日から東京女子師範学校附属幼稚園で修学を始めたことであった⁽⁹⁾。この2人に対して、6ヵ月間にわたって実地保育を中心として保育法、唱歌、手技等をこの附属幼稚園で教えたことが、初めての幼稚園保姆養成となったのである。当時、保姆養成機関が存在していない状況下で、幼稚園開設にあたり同園での保育内容・方法等が幼稚園教育の基盤とされたのである。附属幼稚園ではその開設当初から保姆養成機関としての役割が期待されていたことが以下のような「東京女子師範学校第三年報」から明らかになる。

既ニ地方ニ在テ往々幼稚園開設ノ企アリト。此ノ如クナルトキハ保姆ノ要需日ニ増スヘキヲ以テ、コレニ供給セン為メニ他日更ニ此園ニ保姆ヲ養成スルノ一科ヲ設ケ、而シテ到底ハ保姆養成ヲ此園ノ本務トシ、幼稚保育ハ保姆師範生徒ノ実地課業ニ具ヘンコトヲ切望ス。其方案条則ノ如キハ他日ヲ待テ開陳セントス⁽¹⁰⁾。

ここでは、地方に幼稚園が開設されていく中、それに伴う保姆数の確保が必要となっていることを強調している。また、附属幼稚園における保姆養成の重要性を述べている。しかし、このような小規模な養成では保姆の需要に応えることが不可能であり、保姆養成の必要性が望まれていた。そして、

東京女子師範学校附属幼稚園は文部省に保姆練習科を設置することを提議し、1878（明治11）年6月27日、「幼稚園保姆練習科規則」が制定され、最初の幼稚園保姆の養成機関として東京女子師範学校保姆練習科が開設された。その「幼稚園保姆練習科規則」では、修業年限について「保姆練習科の修業年限は一箇年で、之を前後二期に分け」⁽¹¹⁾としており、当時の修業年限と学期制についても規定している。また、生徒募集は毎年9月中旬に行うこととし、入学者の資格としては、「年齢 大略二十歳以上四十歳以下ノ者」⁽¹²⁾としている。さらに、「心性 性行善良ノ者、身体 体質健全ノ者ニシテ種痘又ハ天然痘ヲ経タルモノ、学力 普通ノ書ヲ解シ略算術ヲ学ビ得タルモノ」⁽¹³⁾とし、入学試験に関しては、読書と算術について行い、合格者には直ちに入学を許可した。しかし、実際に保姆練習科において保姆養成を始動するために生徒が募集されると、小学校教員不足が深刻な時期でもあり、東京女子師範学校卒業生で身分保障のない保姆をあえて希望する者は少なく、保姆練習科は開講することができなかったのである。このため、入学試験を容易にし、1878（明治11）年11月、「幼稚園保姆練習科生徒給費規則」を定め、当分の間、5名に対しては学資を給与することとして、再度募集することとなった。これにより、1879（明治12）年、給費生5名、自費生6名の計11名で、開講に至ったのである。そして、翌1880（明治13）年に第1回卒業生を輩出し、卒業生は大阪、仙台、九州等の各地で、幼稚園の中心的人物として活躍した⁽¹⁴⁾。しかしながら、理論と実践を統合した専門的な保姆養成を目指した幼稚園保姆練習科は、1880（明治13）年に廃止されてしまった⁽¹⁵⁾。その理由は、同年7月の東京女子師範学校の規則改正において、本科課程に「幼稚園保育術」と「幼稚園実地保育」の科目を加えて幼稚園保姆の養成も行うこととなったため、幼稚園保姆練習科を特設する必要がなくなったためであったと推察できる。つまり、東京女子師範学校の本科生は全員、本科課程において上記の2科目を履修することにより、小学校訓導と同時に保姆にもなれるようになったのである。このことは、保姆養成を副次的に行うことが出来るということであり、その後も保姆養成の発展を妨げる大きな原因になったと考える。当時は小学校訓導も充足しておらず、「幼稚園保育法を学んでは居るが、当時は小学校の教育に従事するものが多く」⁽¹⁶⁾、規則改正後も実際には、保姆になる者はごくわずかであった。その後、1896（明治29）年に再び保姆練習科が復活するまで、独自の正規の保姆養成機関はないまま、各地の幼稚園で保姆見習生をおく形で、半年ないしは1年間の見習い期間での養成が独自に行われることになった⁽¹⁷⁾。

2. 第2期 1887（明治20）年以降の保姆養成

明治20年代は、日本の近代的な学校教育制度が発足した時期であり、小学校でさえ就学率の全国平均は38%であったうえ、幼稚園の設立や運営には多額の費用を要するため、明治初期の幼稚園数は極めて少ない状況であった。1886（明治19）年に「小学校令」が制定されたが、幼稚園に関する規定はなく、その後、1890（明治23）年に「小学校令」が改正されるに当たり、幼稚園に関する規定が定められることとなった。そこでは、市町村は幼稚園を設置することが可能なことや市町村又は個人が幼稚園を設置する場合には府県知事の認可を受けなければならないこと等が定められた⁽¹⁸⁾。

このように幼稚園に関する規定が不十分ではあったが、次第に整えられ、保育の意義も重視され始め、幼稚園数も徐々に増加していった。そして、1899（明治32）年6月、文部省は幼稚園に関する日本最初の法令「幼稚園保育及設備規程」を制定した。この法令には、保育の要旨として保育の目的・方法が4項目によって示され、幼稚園の目的が「幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル發育ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス」⁽¹⁹⁾と明らかにされた。また、保育内容が遊戯・唱歌・談話・手技の4項目によって示され、それぞれの趣旨が簡潔に述べられている。さらに、幼稚園の建物・遊園・設備の種類などの基準が明記されている。これらにより幼稚園のあり方が規定され、幼稚園数も急増していくこととなった。

このように幼稚園教育の制度化が進められていく中、その幼児を保育する保姆の数は依然として不足しており、1887（明治20）年になると、著しい保姆不足を補うために各地に種々の養成機関が開設されるようになった。これらの幼稚園保姆養成機関は、①官公立の養成機関及び公立幼稚園に附設されたもの、②宗教団体が設置した養成機関の2種類に分類できる。①の官公立系の養成機関の養成期間は6か月ないし1年であり、その養成方法は、見習生方式、伝習方式、講習会方式などによる便宜的な方法であった。この簡易な方法を用いたのは、卒業生を少しでも早く幼稚園に送り出す必要に迫られていたためである。しかし当時、幼稚園保姆を目指して師範学校や保姆養成機関に入学した女性の多くは上層階級の家庭の者に留まり⁽²⁰⁾、保姆の社会的地位は低い状況であったため、その人材を確保することは困難であった。②の宗教団体が設置した養成機関は、1930（昭和5）年までは全てキリスト教主義のものであった。これらの養成機関は2年間の養成課程をもち、キリスト教系主義とフレーベル精神を基礎とした保姆養成を行っていた⁽²¹⁾。

幼稚園保姆の資格については、1890（明治23）年に公布された「小学校令」において、初めてその資格が規定され、「幼稚園保姆ハ女子ニシテ小学校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ其他府県知事ノ免許ヲ得タルモノトス」となった。すなわち、幼稚園保姆は女性に限られ、小学校教員の資格を持つ者を原則とし、それ以外は府県知事から保姆としての免許状を与えられた者とされたのであった。このように幼稚園保姆の資格が規定されたものの、府県知事の与えるべき保姆免許状はすべて各府県にゆだねられていた。また、保姆免許状の様式や有効期限なども府県によって異なっており、幼稚園保姆免許規則を詳しく定めていた府県は少なかったようである。さらに、待遇などについては何ら定められていなかったのが実情であった。しかしながら、保姆養成及び保姆の資格、待遇改善に関する内容は、1899（明治32）年の「幼稚園保育及設備規程」のなかにも実現されることはなかった。その後、保姆資格について1900（明治33）年の小学校令改正に伴う同令施行規則の第204条において「幼稚園ニ於テ幼児ヲ保育スル者ヲ保姆トス 保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ」と規定され、小学校で正規に学級を持つことができない准教員資格者でも保姆としては差し支えないことされ、これにより保姆資格を低下させる結果を招いたのである。このような保姆資格の低下は、待遇改善などを求める再三にわたる建議、陳情が行われたにも関わらず、1926（大正15）年の「幼稚園令」が公布されるまで改善されなかった。

そして、保姆養成については法的規制が行われることなく、保姆養成機関はそれぞれ独自の教育方針のもとで保姆の養成を行なった。

3. 第3期 大正時代から終戦までの保姆養成

大正時代になっても、上述のような背景のもとに保姆養成機関の保姆養成は不十分のままであった。新しく官公立の保姆養成施設として、奈良女子高等師範学校保姆養成所と岡山県女子師範学校保姆養成講習会が創設されたほか、キリスト教系関係で7ヵ所の養成施設が設立されたが、それも増加していた幼稚園に対して十分な保姆の確保には程遠いものであった。こうしたことから、幼児教育に対する政府当局の認識がいかに低かったかが明らかになる。一方で、キリスト教系の関係機関が日本の幼児教育に多大な役割を果たしていた。キリスト教系の保姆養成施設の多くは、キリスト教主義の保姆養成だけでなく、一般の幼稚園の保姆も養成していた。これらの養成施設は、修業年限を2年としているところが多く徹底した少数教育を行い、他と比べ質の高い養成を行っていたと考えられる。

この時期の幼稚園に関する規定は、「小学校令」に、わずかに幼稚園の設置等について定められているだけで、他は省令である「小学校令施行規則」に委ねられていた。しかし、大正時代には明治時代と比べ、急速に幼稚園が増加した。すなわち、1899（明治32）年の幼稚園数は229園で、5歳児の就園率は0.8%であったのが、1925（大正14）年の時点では、幼稚園数が957園で、5歳児の就園率は4.0%までに上昇した⁽²²⁾。このように幼稚園教育が普及していったため、幼稚園関係者から幼稚園独自の法令の制定を求める声が次第に高まったのであった。そして、1923（大正12）年2月22日第46帝国議会における衆議院で幼稚園令制定の請願が行われ⁽²³⁾、1925（大正14）年3月23日第50帝国議会における衆議院で「幼稚園令」及び「同施行規則制定」に関する建議案が提出され可決されている⁽²⁴⁾。そして、政府は1925（大正14）年12月9日に「幼稚園令」を制定することを文政審議会に諮問している⁽²⁵⁾。文政審議会は1926（大正15）年1月13日にこの諮問に対して、7項目中1項目を除いた事項の実施を認めることを答申した⁽²⁶⁾。このような答申が得られたため、1926（大正15）年4月22日「幼稚園令」が制定されたのであった⁽²⁷⁾。さらに、同令の実施に必要な「幼稚園令施行規則」を制定し、「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」（訓令）と「幼稚園令並同施行規則実施ニ関スル注意事項」（通達）を出し、趣旨の徹底をはかった。これらの法令により、従来文部省令によって規定されていた幼稚園の目的、保姆の資格などの幼稚園に関する基本的事項が他の学校と同様、勅令において規定されることとなった。

この「幼稚園令」は、日本で初めて幼稚園に関して出された単独の法令であり、14条と附則からなっていた。その第1条は「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」⁽²⁸⁾とその目的が明らかにされている。この趣旨は、従来の幼稚園における保育の要項に示された趣旨と大差なく、依然として幼稚園の保育は家庭教育の補充としての側面が強かったことが推察される。その他、幼稚園の設置廃止に関することや保姆について、保育

料などについて規定された。一方で第9条に「保姆ハ幼児ノ保育ヲ掌ル 保姆ハ女子ニシテ保姆免許状ヲ有スル者タルヘシ」⁽²⁹⁾と定めておきながら、実際には有資格者が少ないことから第10条で「特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許状ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得」⁽³⁰⁾として、基準を緩和している。また保姆免許状に関しては、第11条で「保姆免許状ハ地方長官ニ於テ保姆検定ニ合格シタル者ニ之ヲ授与シ全国ニ通シテ有効トス 保姆検定ハ小学校教員検定委員之ヲ行フ 保姆ノ検定及免許状ニ關スル費用ハ北海道又ハ府県ノ負担トス 保姆ノ検定免許状ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」⁽³¹⁾と定められた。すなわち、保姆免許状は保姆検定に合格した者に授与されることになり、全国で免許状は有効であるとされた。さらに、検定方式その他の運用については「幼稚園令施行規則」によって詳細に定められている。保姆の検定は無試験と試験検定によるものとされ、無試験検定は(1)小学校本科正教員免許状の所有者、(2)高等女学校卒業又は同程度の資格のある者で、1年以上幼稚園で幼児の保育に従事した者、(3)専門学校入学資格をもつて入学資格とする学校において1年以上幼児の保育に適する教育を受けて卒業した者、(4)従前の規定により、保姆免許状を取得した者で3年以上幼稚園での保育に従事した者、(5)その他地方長官が特に適当と認めた者について行われるものと定められた。試験検定においては、修身・教育（教育・児童心理・教授法及管理ノ大要）・保育（育児法・保育法・保育項目ニ關スル事項ノ實際）・国語・算術・歴史・地理・理科・図画・手工・音楽・体操・裁縫の科目について、尋常小学校本科正教員の試験検定の程度に準じて行うものと定められた。なお、高等女学校卒業者又は同程度の者は、修身・教育・保育・図画・手工・音楽・体操以外の学科目は除外された。

以上のように、尋常小学校准教員の資格を持つ者も保姆有資格者と見なされたが、「幼稚園令」及び「同施行規則」によって、今後は尋常小学校本科正教員程度以上の者を保姆有資格者とするようになった。これら一連の規定により、幼稚園制度は、目的・内容・職員組織・施設設備・保姆資格ならびに養成など全般にわたり大いに整備された。さらに、「幼稚園令」及び「幼稚園令施行規則」制定の要旨の説明において、「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス」⁽³²⁾とし、幼稚園が社会の中で幼児教育機関として設置されるべきことが示されている。これら制度が整っていったことにより、幼稚園教育はより活性化し、幼稚園数は年々増加することになった。それ以前の年間増加数が50園足らずであったものが、100園を越す普及状況となったのである。また、5歳児の就園率も1926（大正15）年の6.0%が1941（昭和16）年には10.0%までに高まり⁽³³⁾、それにともない保姆養成の必要性も増大した。大正末年に14施設存在した保姆養成機関は、官立が2校で他のすべては私立であった。このように保姆の養成はその多くを私立に依存していたのであった。また、私立のうち10校はキリスト教関係のものであった⁽³⁴⁾。その後、1940（昭和15）年には保姆養成機関33施設と急激に増加した⁽³⁵⁾。その内訳は、官公立5校のうち昭和期に新設されたものは2校、私立36校のうち新設は29校である。私立の養成機関のうち、キリスト教系主義の学校は12校のうち新設は6校、仏教関係のもの5校全て新設、一般19校のうち新設

は18校である。それまでの保姆養成の大半はキリスト教系の機関に頼っていたのが実状であったが、仏教系の関係機関や宗教とは関係ない養成機関でも養成が行われるようになり、33校中キリスト教系が10校、仏教系が4校となっている。このような仏教系関係や無宗教の私立養成機関が開設されたのは昭和期の特徴である。これらの保姆養成機関では修業年限を「幼稚園令」で定められた最低限の1年課程とするところが多く、33校中25校であった。また2年課程をとっていた施設は33校中8校で、そのうちの7校がキリスト教系の施設であった。さらに生徒数に着目すると、地域によって様々ではあるが、特徴として、明治期に創立された施設では定員を大きく割ることは少なく、昭和期に創立された施設では定員数を割るところが多く存在していた⁽³⁶⁾。また養成機関の教員数を見ても、専任で保姆養成に関わっている人数は極めて少なく、その割合は全体で19%であった⁽³⁷⁾。これに対し、兼任者は全体の81%と大部分を占めており、兼任者に大きく依存した形で養成が行われていたことが明らかである。また、入学者が少ないことから在籍生徒数より教員数が多い施設も存在し、当時の保姆養成機関への希望者が少ない状態であったことが窺える。

1941（昭和16）年度の統計によれば、幼稚園保姆の総数は7000名を超えているが、1940（昭和15）年から1941（昭和16）年の社会事業研究所と愛育研究所の調査によれば、幼稚園の保姆のうち有資格者は68.4%、6大都市では80.7%であった⁽³⁸⁾。この統計から養成機関卒業者、小学校教員免許所有者、その他の有資格者だけでは保姆の需要を満たせず、代用保姆でその不足を補っていたことがわかる。

以上のように、保姆の養成機関は幼稚園そのものの普及発達に比べると遅れがちであり、小学校・中学校の教員養成と比較しても、養成機関が十分に整備されていない状態であったことが明らかになった。また、保姆養成制度も確立されず、便宜的な養成がなされていたと考える。さらに、保姆としての資格の要件として実務経験が重視されており、その養成段階において幼稚園での実務実習が重要視されていた。この傾向は幼児教育という特殊な技術を必要とする点では当然とも言えるが、理論を伴わない技術に偏った習得となる傾向が強く、理論よりも実技中心の保姆養成に偏るという傾向をもたらした。当時の保姆養成機関で実施されていた学科目は、1942（昭和17）年の文部省調査資料によると、報告のあった32施設のすべてが、修身・教育・体操の科目を教えていた⁽³⁹⁾。うち保育を教授していたのは31施設、図画と音楽は30施設、手工は27施設、理科は23施設、心理学と保健衛生学は16施設で教えられていた。その他、国語・談話・栄養学・宗教教育・園芸・社会事業等を教えているところもあった。個別の学科目についてみると、教育学は平均して週2～3時間教授され、教育概論・教授法・管理法等が主な内容となっていた。保育学は平均して週3時間以上割り与えられているが、この中に心理学や保健衛生を含めているところもある。図画は平均して2時間で、図画のないところでは美術をおいている。理科の中には観察も含まれており、手工の中には手技、体操の中には遊戯も含まれている。これらは「幼稚園令施行規則」で、保育項目を「遊戯・唱歌・観察・談話・手技」としていることによると考えられる。また、保育実習は、規定が週8～20時間で、実際には10～15時間のところが多く、大多数が養成施設附属の幼稚園で実習を実施している。これは実習に

力点をおいていたことによるものであると推察できる。このように、保姆養成についての規定は徐々に定められていったが、実際には理論や専門的な知識を教授・指導するというより、実践現場での実習的・実践的な保姆養成が中心とされたのであった。さらに、前述したように実務経験の重視ということもあり、高等女学校を卒業または同等の資格を持つものは1年間幼稚園で保育に従事すれば、無試験で保姆の資格が得られたという点を考慮しても、戦前における保姆養成機関は養成・制度の面で不十分であったと考えられる。

おわりに

検討した結果として、戦前における幼稚園に関する法制度と保姆養成の制度成立過程を総括する。日本最初の幼稚園保姆養成機関が1878（明治11）年に開設されたが、当時は、幼稚園に関する法令が制定されていなかった。このため、幼稚園の保姆の資格についての規定も存在していなかった。しかし、資格の規定の有無にかかわらず、保育に当たる者は幼稚園について専門的な知識・技術の修得が必須とされ、幼稚園の開設に当たって女子が保姆要員として保姆練習科に派遣された。保姆養成が主たる目的である本格的な学校は、明治20年代までは開設されなかったが、その後、幼稚園数が次第に増加するに伴い、保姆養成に対する需要が高まった。そして、幼稚園の制度が整備されることと相まって、1890（明治23）年の「小学校令」を受け、1891（明治24）年に幼稚園等に関する省令が制定され、保姆資格が規定されることとなったのである。しかし、ここでは保姆資格の独自性は確立されず、小学校教員の資格がそのまま保姆の資格となり、小学校教員免許状と同時に、無条件で保姆の資格も与えられたのである。その後、1926（大正15）年公布の「幼稚園令」により、保姆養成機関が増設されることとなった。その中で幼児期の教育にあたり、保姆養成の重要性を感じていたのがキリスト教系の保姆養成機関であったということが明らかとなった。大正末年に14施設のうち10校はキリスト教関係のものであり、1940（昭和15）年には保姆養成機関33施設中、キリスト教系主義の養成機関は12校であった。また、修業年限を2年としていた施設は33校中7校がキリスト教系の養成機関であったという状況からも、キリスト教系の保姆養成機関が果たした役目は大きかったということが推察できる。また、徹底した少数教育を行っており、他と比べ質の高い養成を行っていたと考えられる。

以上、保姆養成の制度は長く確立されず、便宜的な養成が行われ、保姆養成機関への取り組みが不十分であった状況が明らかになった。そして、幼稚園保姆養成機関が急激に増加することはなく、私立の養成機関に任されてきたのが実情であった。また、保姆としての資格の要件として実務経験が重視され、戦前の養成の特徴として、理論よりも実技中心の保姆養成に偏るという結果を生んだと考えられる。これら戦前からの特徴が戦後の幼稚園教員養成にも引き継がれることとなり、現在の幼稚園教員養成機関の教育課程にも影響を与えていると推察できる。そして、戦後の養成機関のあり方や免許状取得の取得方法等を研究する際の指針になったと考える。

今後の研究課題としては、戦前の保姆養成機関で行われていた教育内容・教育方法を分析したい。

そして、どのような保姆を養成しようとしていたのか、具体的な養成機関を取り挙げ、その内容・方法を究明したい。また、戦前から存在しているキリスト教系の保姆養成機関が、戦後において日本の幼児教育にどのような影響を与えたのかを明らかにし、その教育内容、教育方法等を分析したいと考える。

- 注(1) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻, 1938年, 483頁。
 (2) 『同前書』第1巻, 483頁。
 (3) 倉橋惣三・新庄よしこ著『日本幼稚園史』, フレーベル館, 1956年, 30頁。
 (4) 日本近代教育史料研究会編『編集復刻日本近代教育史料大系』第14巻, 2001年, 328頁。
 (5) 『同前書』, 328頁。
 (6) 前掲『明治以降教育制度発達史』第1巻, 484頁。
 (7) 『同前書』485頁。
 (8) 『同前書』484頁。
 (9) 前掲『日本幼稚園史』117頁。
 (10) 東京女子師範学校編「東京女子師範学校第三年報」, 1877年, 35頁。
 (11) 東京女子師範学校編「東京女子高等師範学校六十年史」, 1981年, 38頁。
 (12) 『同前書』38頁。
 (13) 『同前書』39頁。
 (14) 文部省編『幼稚園教育百年史』, 1979年, 84頁。
 (15) 前掲『東京女子高等師範学校六十年史』, 42頁。
 (16) 前掲『日本幼稚園史』, 132頁。
 (17) 代表的な事例としては、鹿児島県幼稚園（明治12年）、大阪府立模範幼稚園（明治13年）、愛珠幼稚園（明治14年）などがある。
 (18) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第3巻, 1938年, 64頁。
 (19) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第4巻, 1938年, 152頁。
 (20) 篠田弘、手塚武彦編；仲新 監修『学校の歴史』第5巻, 第一法規出版, 1979年, 168頁。
 (21) 『同前書』168頁。
 (22) 前掲『幼稚園教育百年史』, 820・821頁。
 (23) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』4巻, 臨川書店, 1971年, 382頁。
 (24) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』5巻, 臨川書店, 1971年, 152頁～153頁。
 (25) 文部省教育調査部編『学制に関する諸調査会の審議経過』, 1937年, 138頁～140頁。
 (26) 『同前書』, 140頁。
 (27) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第7巻, 1939年, 103頁～110頁。
 (28) 『同前書』103頁。
 (29) 『同前書』103頁。
 (30) 『同前書』103頁。
 (31) 『同前書』104頁。
 (32) 『同前書』111頁。
 (33) 前掲『幼稚園教育百年史』, 820・821頁。
 (34) 日本保育学会編『日本幼児保育史』第3巻, フレーベル館, 1968年, 213頁～230頁。
 (35) 文部省教育調査部『調査資料第七輯幼児保育に関する諸問題』, 1942年, 55頁～56頁。
 (36) 『同前書』55頁～56頁。
 (37) 『同前書』55頁～56頁。

-
- (38) 前掲『学校の歴史』第5巻, 「1940年～1941年の社会事業研究所と愛育研究所による調査」, 173頁。
(39) 文部省編『幼稚園教育九十年史』, 1989年, 182～191頁。